

監査報告書

令和6年5月24日

学校法人 岡部学園
理事会・評議員会 御中

学校法人 岡部学園

監事 黒寄 寿行

監事 名頃 嘉一

私たちは学校法人岡部学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び、寄付行為第16条に基づいて、同学園の令和5年度における財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行ないました。

監査にあたって私たちは同学園の重要書類、事業報告書並びに計算書類等、また、資産及び負債についてはその状況を調査し、業務執行状況については理事会議事録を閲覧すると共に、同学園の活動及び業務執行状況について理事長より説明を受けました。

監査の結果、私たちは令和5年度における同学園の業務及び財産の状況に関して、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人岡部学園の令和6年3月31日現在の財務状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。